

生駒市条例第37号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「都市整備部
開発部」 を「都市整備部」に改める。

第2条企画財政部の項第4号中「及び物品の購入」を削り、同条都市整備部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観に関する事。

第2条都市整備部の項に次の4号を加える。

(6) 関西文化学術研究都市建設の推進に関する事。

(7) リニア中央新幹線に関する事。

(8) 市街地再開発事業に関する事。

(9) 市街地再開発関連街路事業等に関する事。

第2条開発部の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。